

豊田市 設計変更ガイドライン（土木） 【統合版】

令和6年10月
豊田市 総務部 技術管理課

はじめに

土木工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更が生じる場合がある。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正品確法）」において、発注者責務の明確化が明記され、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。

本市では、設計変更については「豊田市工事請負契約約款」においてその手続を定め、また、「設計変更事務取扱要領」では設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項（変更理由、変更の範囲、手続及び様式）を定めている。

「豊田市設計変更ガイドライン」は、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続の流れ等をまとめ、これを請負者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的とし、策定したものである。

目次

I	設計変更ガイドライン-----	P 4～P 37
II	工事一時中止に係るガイドライン（案） ---	P 38～P 81
III	参考資料-----	P 82～P 84

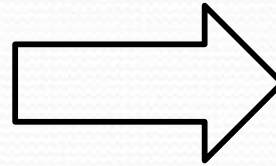
I 設計変更ガイドライン 目次

1	設計変更ガイドライン策定の背景	・・・P5
2	契約図書への位置づけ	・・・P7
3	設計変更が適切に実施されるためには	・・・P8
4	設計変更手順フロー	・・・P9
5	設計変更が不可能なケース	・・・P13
6	設計変更が可能なケース	・・・P14
7	工事中止の場合の手続	・・・P26
8	請負者からの請求による工期の延長	・・・P28
9	発注者の請求による工期の短縮	・・・P29
10	設計変更に関わる資料の作成	・・・P30
11	関連事項	・・・P33

1 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

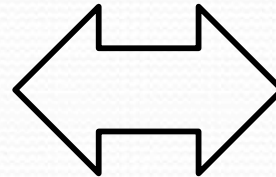


当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

(2) 発注者・請負者の留意事項

発注者は

設計積算にあたって、工事内容に関係する条件明示に努めること。



請負者は

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合についても、条件変更の確認を行うことが重要である。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)
工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む。)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

『発注関係事務の運用に関する指針』P3抜粋

(3) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「公共工事の品質は、請負契約の当事者が、対~~等~~の~~應~~な立場における合意に基づいて、適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める公正な契約を締結するとともに、公共事業等に従事する者の賃金、労働条件、労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない」と示されている。また、改正品確法の発注者等の責務に「設計図書に適切に施工条件等を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」が規定されている。

(4) ガイドライン策定の目的

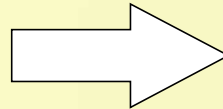
設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と請負者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続の流れ等について十分理解しておく必要がある。

2 契約図書への位置づけ

●土木工事標準仕様書への記載

運用の徹底を図るため、土木工事標準仕様書に記載し、契約の一事項として扱うこととする。

変更基準の明確化



「設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン（案）」の運用徹底

土木工事標準仕様書

第1 編総則編

1－1－16 設計図書の変更

設計図書の変更手続きは、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」及び「工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）」（愛知県建設局）※により行うものとする。

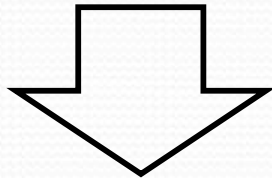
※本市の場合は「豊田市設計変更ガイドライン（土木）【統合版】」

3 設計変更が適切に実施されるためには

- 設計変更が適切に実施されるためには
(現場で施工した内容に見合った設計変更とするためには)

発注者

工事発注段階では、条件明示を徹底する。
施工段階では指示・協議は書面にて契約約款第18条第3項により調査の終了後14日以内に関係部局の調整を行ったうえで回答する。

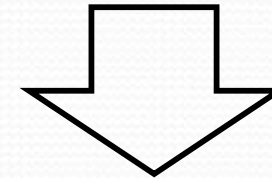


- ・積算前の現地調査
- ・ワンデーレスポンス※に基づく速やかな意思決定及び回答を行う

※・請負者が発議した打合せ簿に対して速やかに回答する
・回答が遅れる場合は、回答予定日を連絡する等

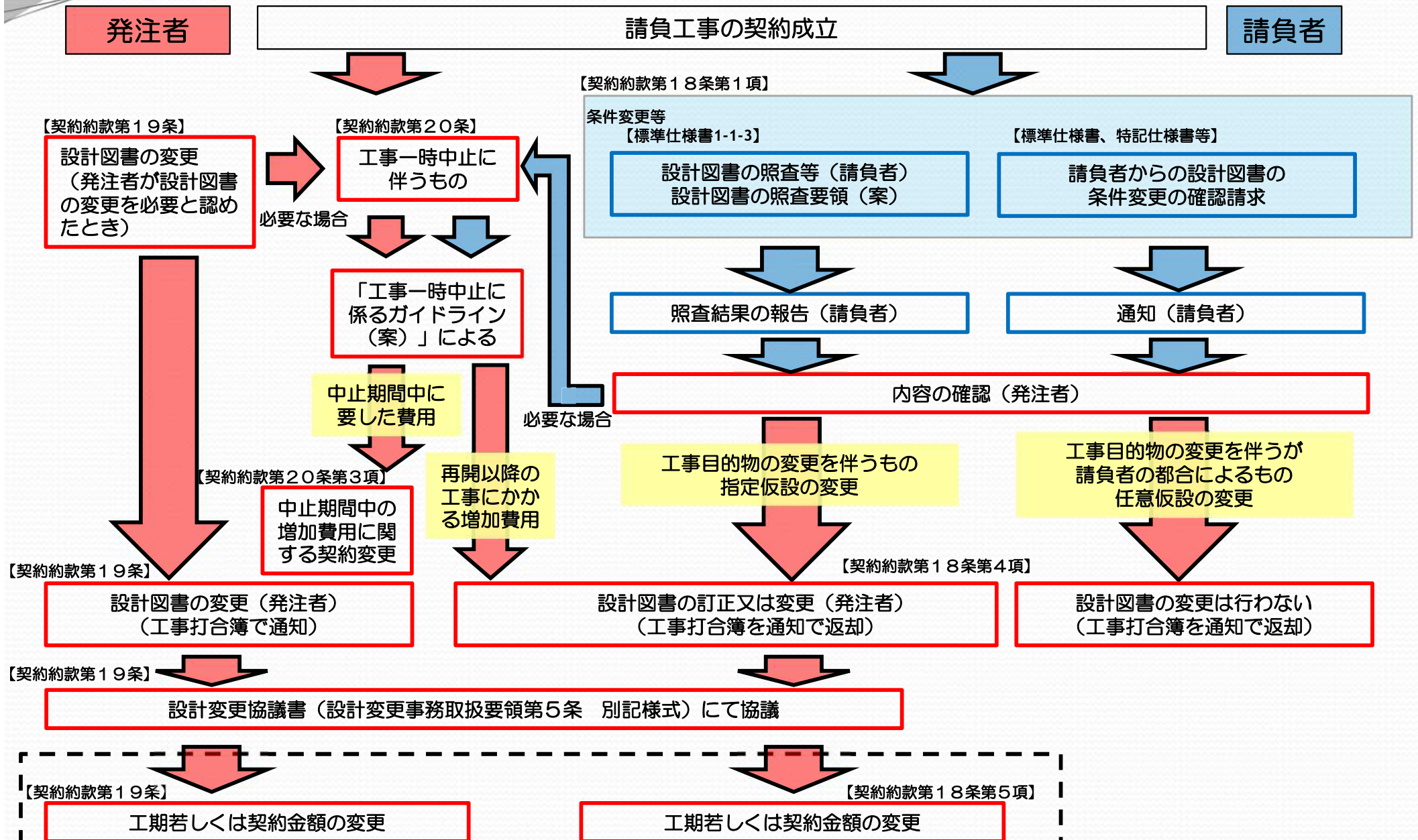
請負者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、疑義が生じた場合は、速やかに契約約款第18条第1項による監督員に確認を請求し書面にて回答を得てから施工を行う。施工途中でも同様。



- ・設計図書の照査要領（案）（愛知県建設局）の活用
- ・工程を考慮した早い段階での確認の請求

4 設計変更手続フロー (契約約款第18条・第19条・第20条)



- ・ 契約変更の手続はその都度行う。
- ・ 軽微なものについては、工期末までに行うことができる。

工事請負者からの設計の条件の確認請求 記載（例）

請負者は、設計図書の内容が一致しないなどの事実があった場合は、直ちに通知し、その確認を請求しなければならない（契約約款第18条第1項）

現 場 主任(監理)		代理人 技術者	
工 事 打 合 簿			
発 議 者	☐ 発注者 ☒ 請負者	発議年月日	令和〇年〇月〇日
発 議 事 項	☐ 指示 ☐ 協議 ☒ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他		
工 事 名	〇〇〇〇工事 (路線名等含む) 市道〇〇〇線	請 負 者 名	〇〇〇〇株式会社
(内容)			
令和〇〇年〇月〇日付けで契約した上記工事について、豊田市工事請負契約約款第18条に基づき通知します。			
・重力式擁壁施工のため、掘削をしましたが、 図面N〇。〇に示された支持地盤が確認できませんでした。			
(指示事項)			
・重力式擁壁工は一時中止し、平板載荷試験を新規計上する。			
添付図	葉、その他添付図書		
本打合せ事項については、設計変更対象と ☒ する。 ☐ しない。			
発注者 処理・回答	上記について	☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☒ 通知・ ☐ 確認・ ☐ その他	
	令和〇年〇月〇日	署名又は押印 〇〇 〇〇	
請負者	上記について	☒ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☐ 受理 します。 ☐ 確認・ ☐ その他	
	令和〇年〇月〇日	署名又は押印 〇〇 〇〇	

「設計変更対象とする」場合の決裁決定者は
事案により、総括監督員が判断する。
(課長決裁or副課長決裁)
※「設計変更対象としない」場合は
監督員のみで決裁可

監督業務の分担 総括監督員
イ 重要と判断される事項、設計図書の変更、
工事の中止及び工期変更の必要があると認めら
れる事項の工事担当課長への報告

監督員は、調査の結果をとりまとめ、調査終了14日以内にその結果を通知しなければならない。(契約約款18条第3項)

設計変更協議書 記載（例）

設計変更事務取扱要領第5条 別記様式

別記様式（第5条関係）

設計変更協議書（1回）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

請負者との協議日

協議時点の契約期間

総括監督員
又は
主任監督員

再資源化等をするための施設の
名称及び所在地等の変更の
有無を確認

工事名	市道△△△△線 ○○○○○○工事				
工事場所	豊田市○○町地内				
契約者	○○○○株式会社				
当初契約金額 (A)	金	15,000,000	円	現契約期間	令和○年○月○日 令和○年○月○日
監督員	○○ ○○	◎	現場代理人	△△ △△	◎
設計変更事務取扱費額の該当項目 (第3条関係) ※条文は裏面参照					
☐ (1) ☐ ア ☐ イ ☐ (2) ☐ ア ☐ イ ☐ (3) ☐ (4) ☐ ウ ☐ エ ☐ オ ☐ カ ☐ キ ☐ ク					
設計変更事務取扱費率	変更金額(概算)		累計変更金額(概算)(B)		当初契約金額に対する比率(B/A)
第4条関係	増額分	減額分	増額分	減額分	増額分 減額分
前 回					
今 回	200千円		200千円		1.33%
増減合計(今回)	200千円		200千円		1.33%
建設リサイクル法第13条及び省令に基づく特記事項の変更					
☐ 有 ☒ 無					
協議事項					
(1)変更概要 (必要に応じて設計書、図面等を添付)					
・平板載荷試験 N=1 (0)箇所					
(2)変更金額(概算) ※構造、工法、位置、断面等の変更の場合は足し引きした結果の金額を記入する。					
・約20万円の増額					
(3)変更理由 ※増減額が当初契約金額の20%を超えるものについては、分別して添付することが著しく困難な理由も記入する。					
当初、支持地盤の確認は目視で行い、重力式擁壁を施工する予定であった。掘削したところ、想定していた支持地盤が確認できないため、擁壁タイプの再検討が必要となった。このため、重力式擁壁工の施工を一時中止し、平板載荷試験を新規計上する。					

●その他「契約約款」に記載されている設計・契約変更の対象となる事項

- ◇第 8 条：特許権等の使用
- ◇第15条：支給材料
- ◇第17条：設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第22条：請負者の請求による工期の延長
- ◇第23条：発注者の請求による工期の短縮
- ◇第26条：賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更
- ◇第27条：臨機の措置
- ◇第28条：一般的損害
- ◇第30条：不可抗力による損害
- ◇第35条：部分使用

5 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記のような場合は、原則として設計変更ができない。

（ただし契約約款第27条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない）

1. 契約図書に条件明示のない事項において、発注者に条件変更の確認請求を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合

対応例）請負者は契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を監督員に提出し確認を求める。

2. 発注者に条件変更確認請求をしているが、監督員からの回答がない時点で施工を実施した場合

対応例）条件変更確認請求による回答は、発注者が契約約款第18条第3項により調査の終了後14日以内にすることとなっており速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、条件変更の確認内容によっては各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず請負者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。そのため、請負者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

3. 「承諾」で施工した場合

対応例）承諾とは請負者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は契約約款第18条による条件変更の確認請求をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

4. 豊田市工事請負契約約款・設計変更事務取扱要領第5条（設計変更の手続）の手続を経していない場合

対応例）発注者及び請負者は協議指示・一時中止・工期延期・契約金額の変更など所定の手続を行う。

5. 正式な（指示・協議等）書面によらない事項（口頭のみ）の指示・協議等）の場合

対応例）発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。

請負者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

6 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続が必要。）
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手出来ない場合
3. 所定の手続（設計変更の手続）を行い、「設計変更協議書」により協議が整った場合
4. 請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
5. 請負者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき

【留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、工事打合簿により通知する。
2. 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約約款第18条第5項・第19条に基づき設計変更協議書により協議する。
3. 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、設計変更事務取扱要領第5条第2項、第6条第1項（軽微な変更）の契約変更を行う場合は、工期の末までに行うことができるものとする。
4. 契約期間中に部分払を行う場合にあっては、それまでに生じた設計変更（部分払に係る設計変更）について、部分払を行う以前に変更契約を締結しなければならない。
5. 契約期間中に部分引渡しを行う場合にあっては、それまでに生じた設計変更（部分引渡しに係る設計変更）について、部分引渡しを行う以前に変更契約を締結しなければならない。
6. 議会の議決を経た案件に係る契約変更の手続は、前項の規定にかかわらず、当該契約変更に係る増減額、工期等を考慮し進めるものとする。この場合にあっては、必要に応じて関係各課の協議を行うものとする。

「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

〈設計変更可能なケース〉

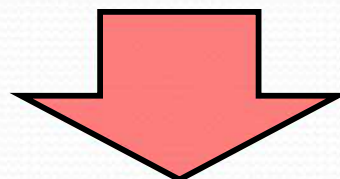
- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの
- ⑤ 構造物への外力条件が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- ⑩ 「手引き」「各種示方書」等との対比設計
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出

注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。

契約約款第18条 〈設計変更可能なケース〉

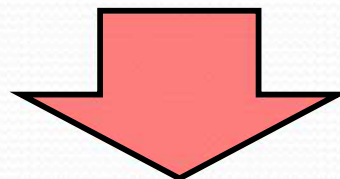
請負者

「契約約款第18条第1項」に基づき、条件明示が一致しない旨を直ちに発注者に通知



発注者

「契約約款第18条第4項、第5項」に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更
(当初積算の考え方に基づく条件明示)



請負者及び発注者は「契約約款第24条、第25条」に基づき、「協議」により工期及び契約金額を定める

【設計変更事務取扱要領による変更理由】（設計変更事務取扱要領 第3条）

◆契約約款又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、以下の理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

（１）発注後に発生した外的条件によるもの

ア 自然現象その他不可抗力による場合

イ 他事業に関連する場合

ウ 施工条件等に関連する場合

エ 地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。

オ 施設管理者又は関係機関との調整による場合で、事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。

（２）発注時において確認困難な要因に基づくもの

ア 推定岩盤線の確認に基づく場合

イ 地盤支持力又は土質の確認に基づく場合

ウ 地下埋設物位置の確認に基づく場合

エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等に基づく場合

オ 諸経費調整に基づく場合

カ 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合

キ 設計図書の内容の不一致、誤びゅう、脱漏又は不明確な表示による場合

ク 設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因による場合

（３）予算処置に基づくもの

（４）認可条件等の処理に伴うもの

【語句の定義について】（設計変更事務取扱要領第3条）

◆設計変更事務取扱要領 第3条の語句の定義は以下のとおりとする。

第3条第1項第1号イについて

「他事業」とは、他の機関、公益事業者等が実施中、又は計画中の事業をいう。

第3条第1項第1号ウについて

ＩＣＴ活用工事又は週休2日制工事の実施による設計変更を含む。

第3条第1項第1号エについて

「地元調整等の処理」には、地域住民、公安委員会等の他の機関及び公益事業者等からの要望への対応を含む。

第3条第1項第3号について

予算の執行により残った経費（いわゆる執行残）及びやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費に関し、年度末近くにおいて別に発注すべき時間的余裕がない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事に係る事業効果又は投資効果を促進するため増工する場合等をいう。ただし、増工が認められるのは、当該増工の内容が、原則として、既発注工事と関連のある継続事業で、かつ、工種及び工法が基本的に異なる場合に限る。

【設計変更による契約変更の範囲】（設計変更事務取扱要領第4条）

◆設計変更により契約変更のできる範囲は、以下のいずれかに該当する場合とする。

- （１）設計変更による増加額が当初契約金額の２０％以内（別件発注するのが妥当な場合は除く。）の場合。ただし、増加額が２０％を超える場合であっても、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なときは、契約変更をすることができるものとする。
 - （２）設計変更により現契約金額を減額する場合
- ２ 前項第１号の場合において、２０％以内かどうかは、契約変更が２回、３回と重なることがあっても、当初契約金額を基準に判断するものとする。
 - ３ 議会の議決を経た案件（以下「議決案件」という。）に係る設計変更については、第１項第１号及び前項中「当初契約金額」とあるのは、「直前の議決に係る議決金額」とする。
 - ４ 諸経費の調整による設計変更のみの場合は、当該調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

【設計変更の手続】（設計変更事務取扱要領第5条）

◆設計変更の手続

- 1 監督員は、設計変更をしようとするときは、その必要が生じた都度、事前に当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、設計変更協議書（別記様式）により、別表第1又は別表第2に定めるところにより決定及び合議を受け、契約者と協議しなければならない。この場合において、変更金額については、概算金額とすることができる。

（別表第1及び別表第2は設計変更事務取扱要領参照）

- 2 監督員は、次の各号のいずれかに該当する変更は、前項の規定による設計変更の協議を行う前に、工事打合簿又は指示書（建築工事に限る。）により契約者に工事の変更を指示し、当該変更に係る工事施工後に設計変更の協議をすることができる。

- （1）現場の取り合い等により、工事施工前に数量が定まらないもの
- （2）防災、安全管理等のため、緊急施工が必要なもの
- （3）契約者の責めによらない事由により、協議を待つことができない設計変更であって、第三者への影響があるもの

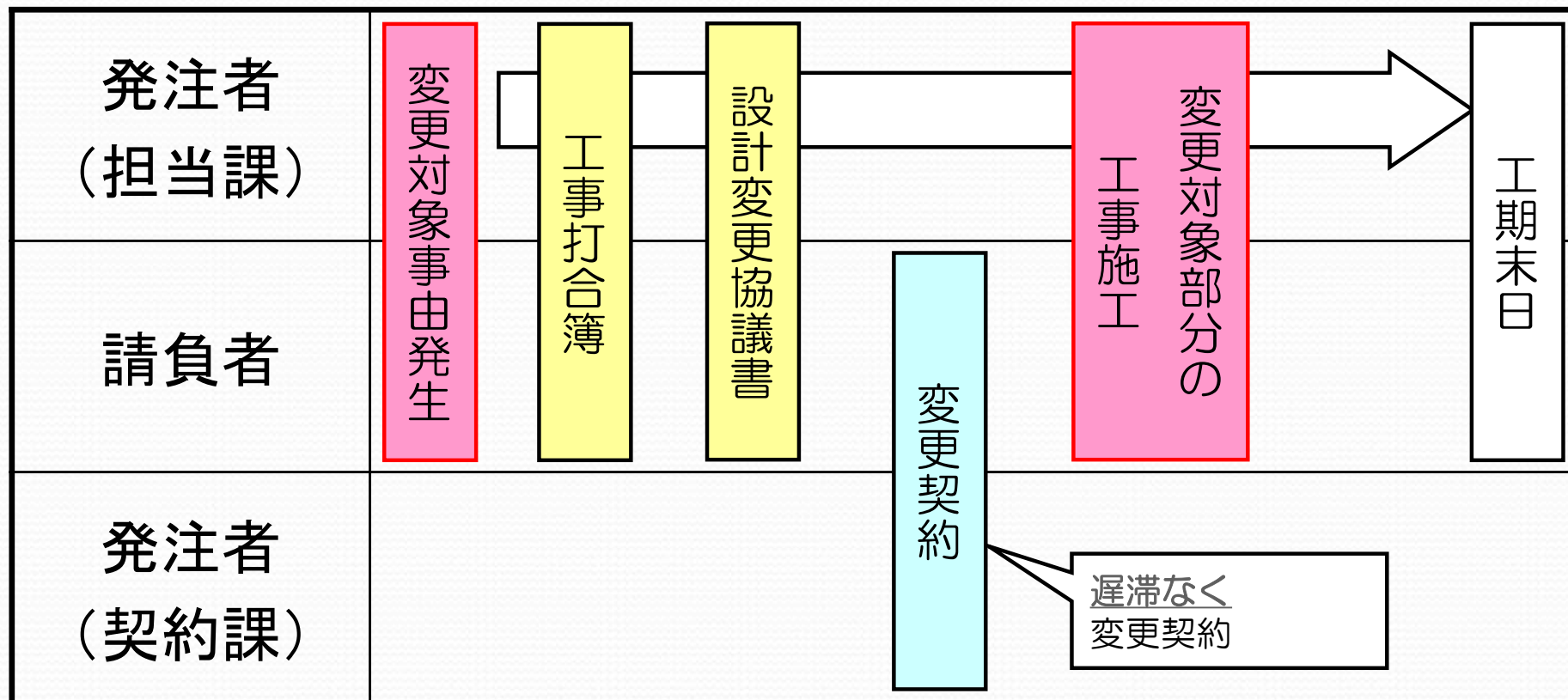
【契約変更の手続】（設計変更事務取扱要領第6条）

◆契約変更の手続

- 1 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、前条第2項各号のいずれかを満たす変更又は次の各号の全てに該当する変更は、工期の末までに行うことができるものとする。
 - （1）工種（土木工事にあつては、レベル2）の追加を伴わないもの
 - （2）現契約金額からの増額又は減額の累積概算金額のいずれかが現契約金額の20%以内かつ1,500万円以下のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、契約期間中に部分払を行う場合にあっては、それまでに生じた設計変更について、部分払を行う以前に変更契約を締結しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約期間中に部分引渡しを行う場合にあっては、それまでに生じた設計変更（部分引渡し期日における変更を含む。）について、部分引渡しを行う以前に変更契約を締結しなければならない。
- 4 前第3項の規定にかかわらず、契約期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、遅滞なく変更契約を締結しなければならない。
- 5 前第4項の規定にかかわらず、議決案件は、当該契約変更に係る増減額、工期等を考慮し進めるものとする。この場合にあっては、必要に応じて関係各課の協議を行うものとする。

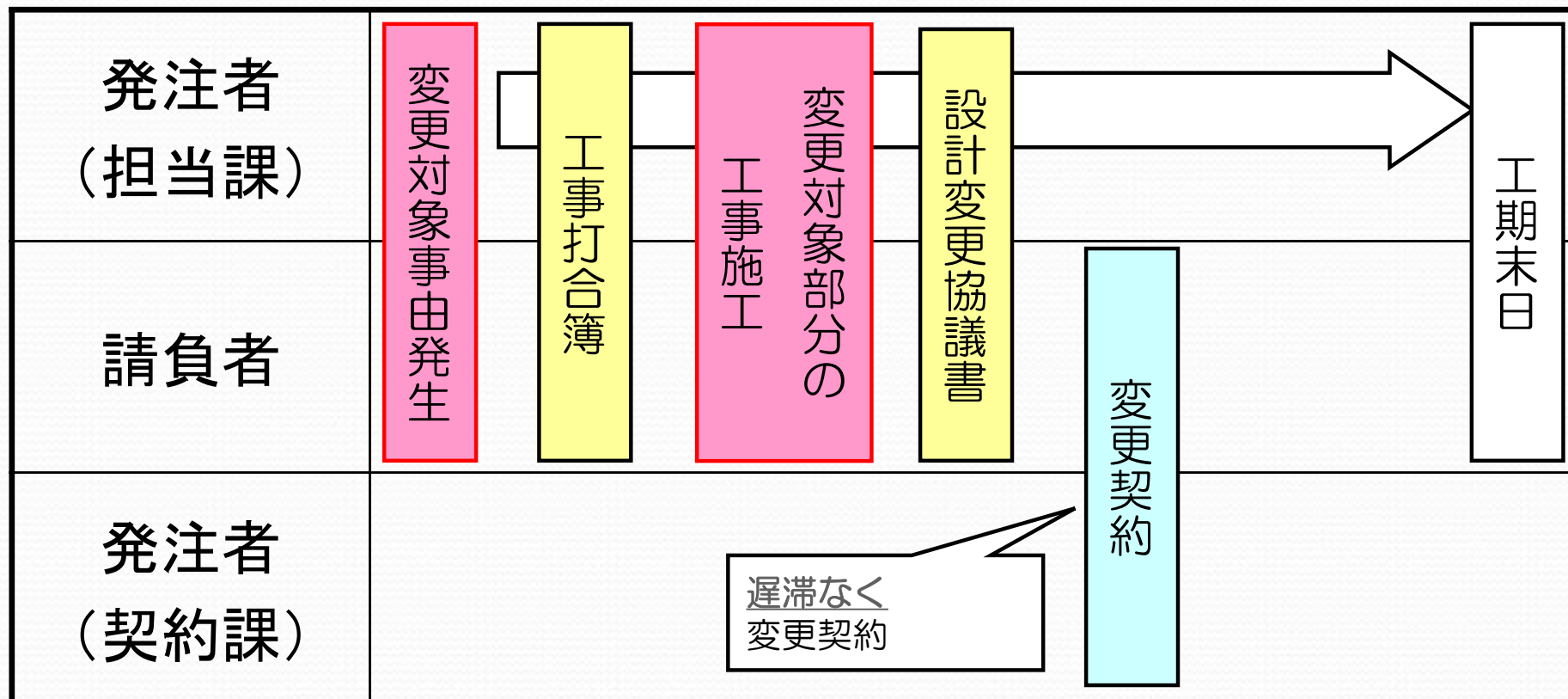
具体的な手続(1)

一般的な手続の場合



具体的な手続(2)

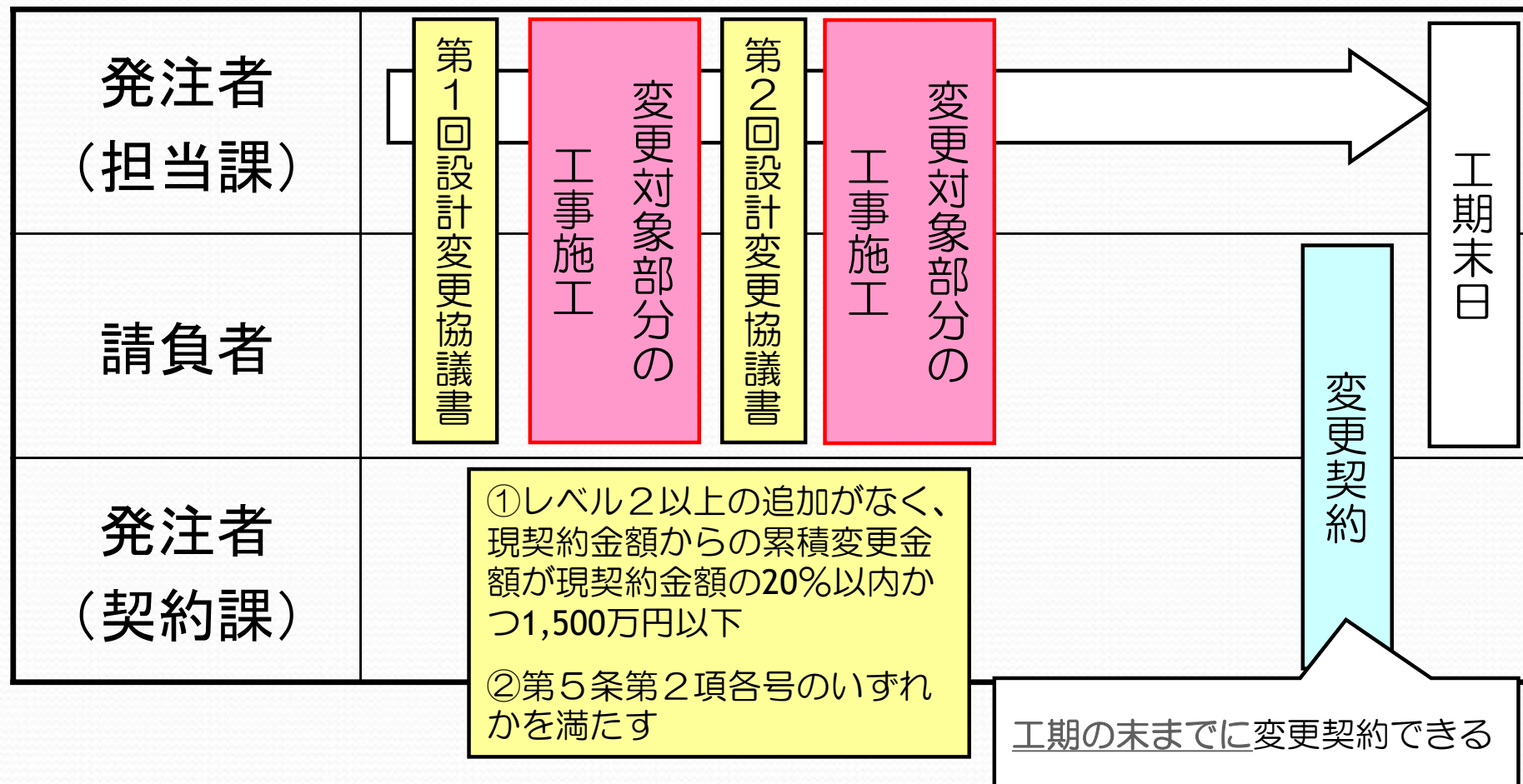
設計変更を行う前に施工する場合



具体的な手続(3)

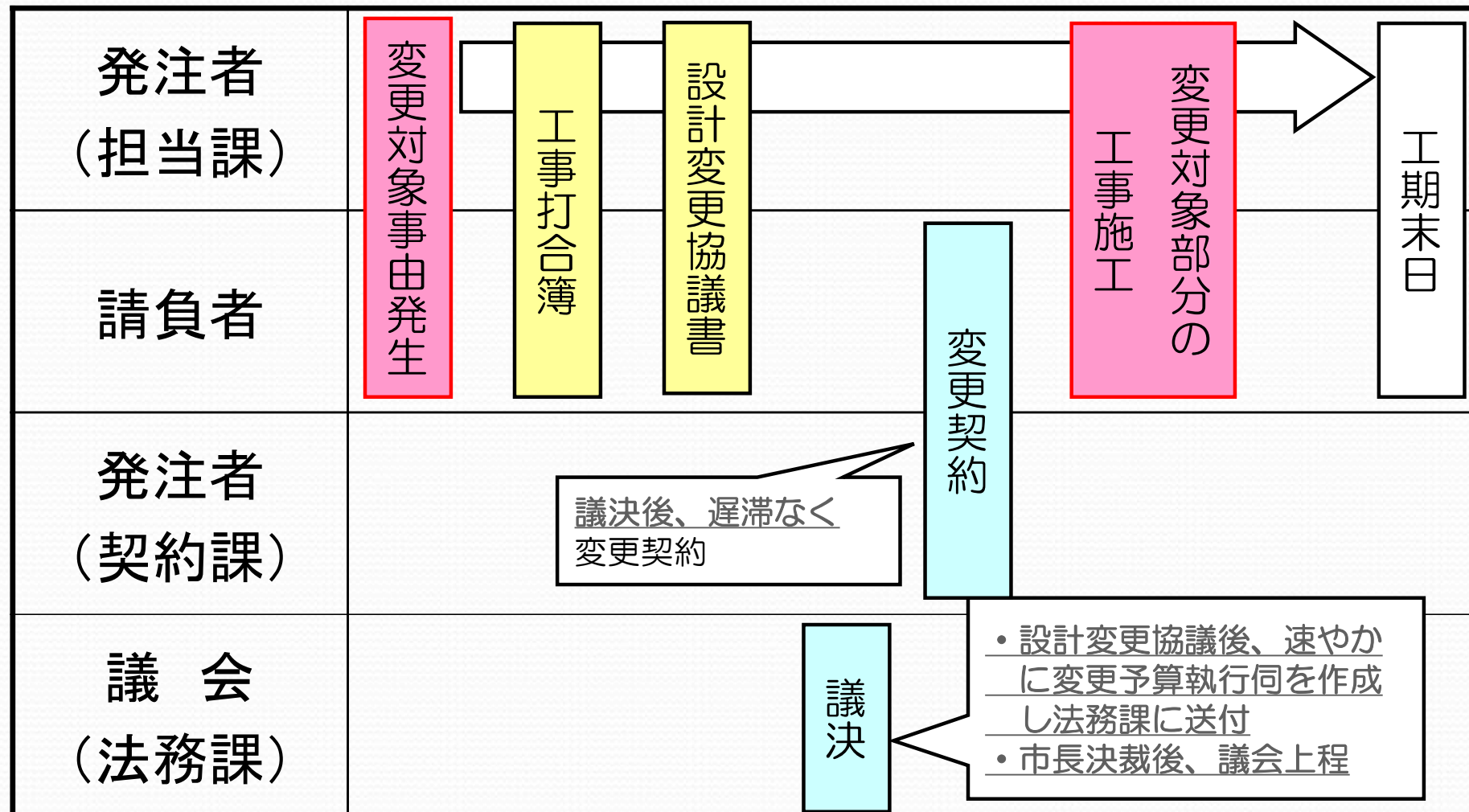
工期末までに変更契約する場合

軽微な変更の場合



具体的な手続(4)

議会案件における一般的な手続の場合



7 工事中止の場合の手続

(契約約款第20条) 〈設計変更可能なケース〉

○請負者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合の手続
(工事一時中止に係るガイドライン(案) 参照)

請負者

発注者

地元調整や予期しない現場条件等のため、請負者が工事を施工することができない

「契約約款第20条(工事の中止)第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止しなければならない

請負者は、土木工事標準仕様書1-1-15第3項に基づき、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る

発注者より、一時中止の指示(契約上、一時中止をかけることは発注者の義務)

不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る

発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾

基本計画書に基づいた施工の実施

承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施

◆例＜設計変更可能なケース＞

- ①設計図書に定められている工事着工期日までに請負者の責によらず施工できない場合
- ②警察、河川、鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ③管理者間協議の結果、施工できない期間が設置された場合
- ④請負者の責めによらない何らかのトラブル(地元調整及び施設管理者協議等)が生じた場合
- ⑤設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- ⑥予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した場合
- ⑦工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ⑧設計図書と実際の施工条件の相違が発見されたため、施工を続けることが困難な場合
- ⑨埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

8 請負者からの請求による工期の延長

(契約約款第22条) 〈設計変更可能なケース〉

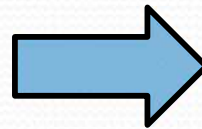
○請負者は、天災等、関連工事の調整協力、その他請負者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

請負者

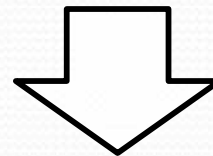
発注者

請負者は契約約款第22条第1項に基づき、その理由を明示した書面により発注者に通知

協議



発注者は契約約款第22条第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。契約金額についても必要と認められるときは変更を行う。



請負者及び発注者は契約約款第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び契約金額を定める

- 例
- ア.天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
 - イ.設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
 - ウ.その他請負者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

9 発注者の請求による工期の短縮

（契約約款第23条）〈設計変更可能なケース〉

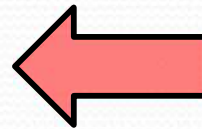
○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に書面にて請求することができる。

請負者

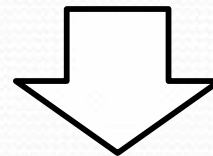
発注者

請負者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。

協議



発注者は、「契約約款第23条（第1項）」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により請負者に請求。



請負者及び発注者は契約約款第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び契約金額を定める

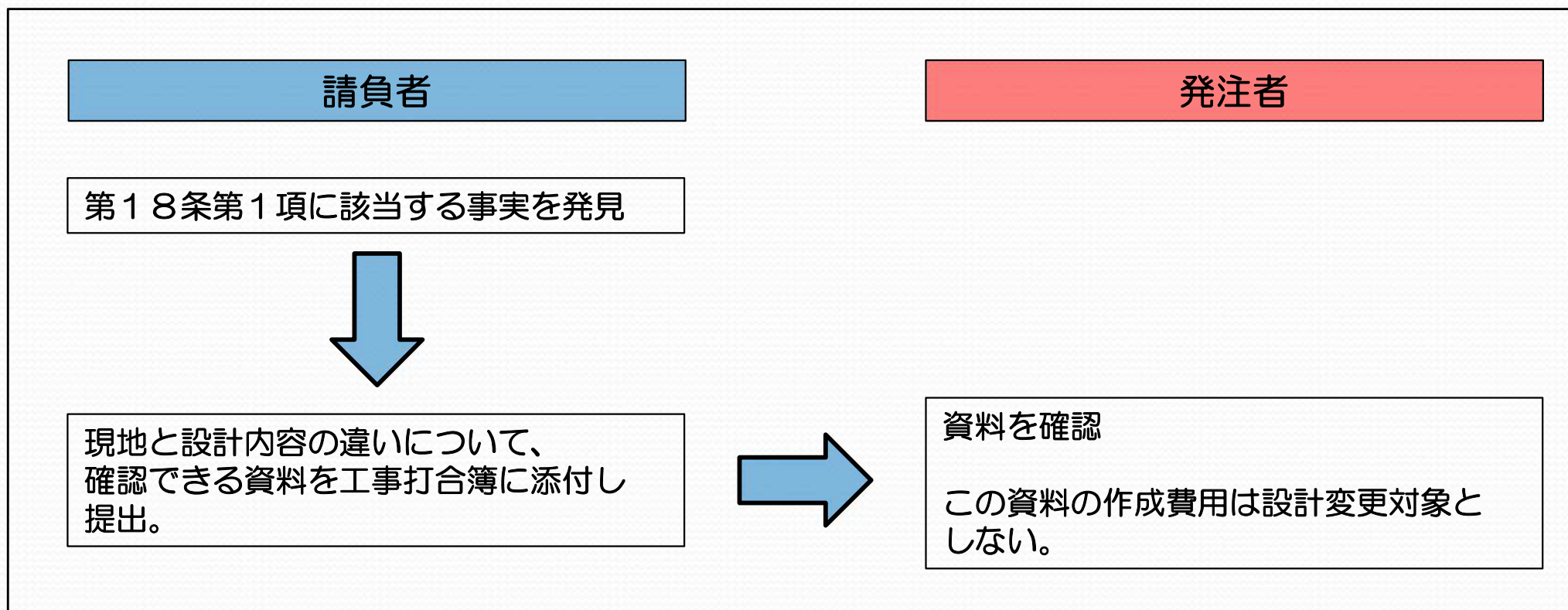
- 例
- ア.工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
 - イ.関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
 - ウ.その他の事由（地元調整、関連機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

10 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な資料作成

請負者は、当初設計等に対して契約約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については設計変更の対象としない。

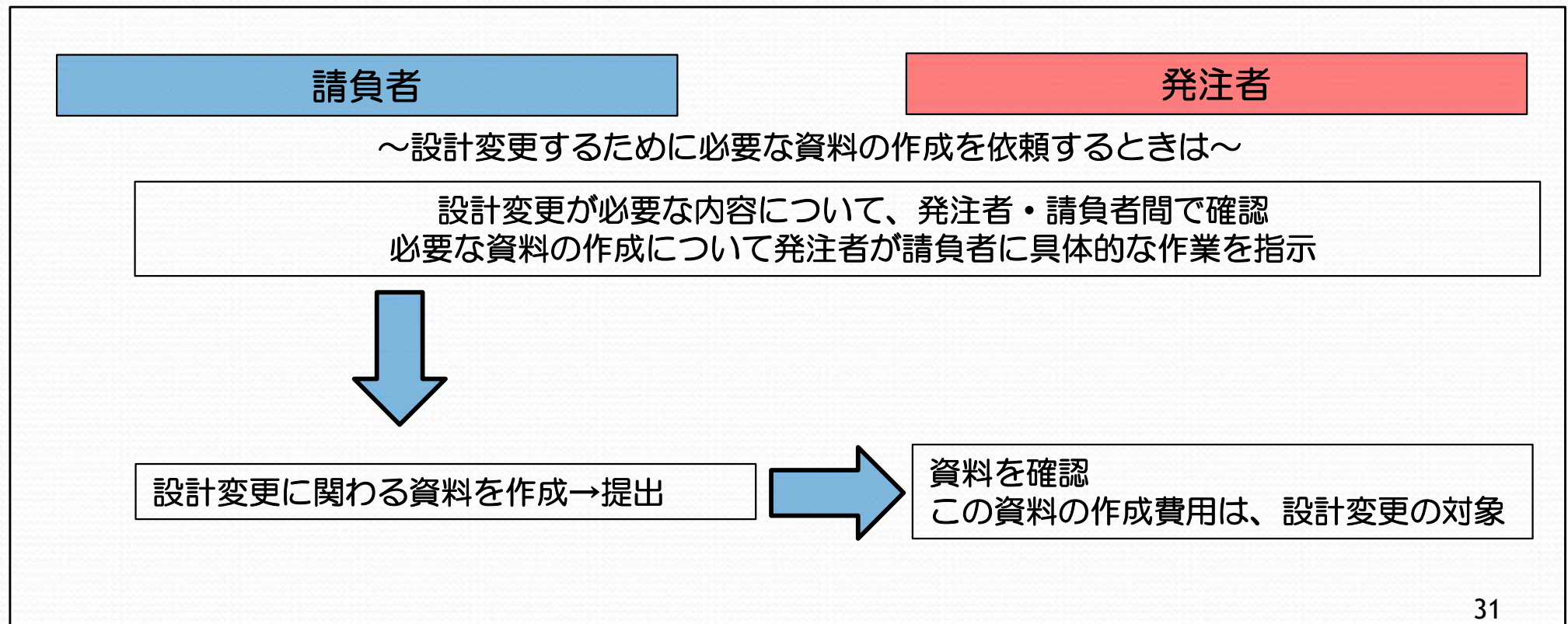


※請負者は、構造計算等の照査を行うものの、新たな比較設計や構造計算を行う必要はない。
新たな比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

(2) 設計変更に必要な資料作成

契約約款第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約約款第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、やむを得ず請負者に行わせる場合は、以下の手順によるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、発注者・請負者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により通知後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき請負者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は「付加的業務の留意事項について」等による。（諸経費込みの価格を、準備費に計上）



やむを得ず請負者に依頼する場合とは、以下の条件を全て満たす場合に適用可能とする

①発注者の発議により、設計図書の修正とりまとめ作業を請負者が実施することについて、事前に協議が整っていること

②設計図書の訂正又は変更内容は、当初の構造形式が変更とならない等設計思想が変わらないこと

例1) 土中用防護柵を地中に支障があるため、独立基礎とし構造物用防護柵とする→OK

例2) 管渠の土被りが変更となり、基礎形式を変更する →OK

例3) 直接基礎の擁壁を地盤が悪くて直接基礎では不可の場合 →不可

※杭基礎、置き換え等の複数の工法が存在し、更に擁壁構造を軽量盛土や補強土壁に変更することも考えられるため

例4) 地形の不一致により構造の寸法や取付位置等を変更する場合

構造のタイプが変わらない場合→OK

寸法変更が大きく構造タイプの変更が複数考えられる場合→不可

③現場の不一致の変更や、早急な変更が必要な場合など、請負者以外では円滑な施工管理が困難となる場合

○設計図書に添付する図面を原則とする。ただし、出来形管理のための図面作成は技術管理費に含まれているため対象外とする。

※設計変更図書にそのまま添付する平面図・縦断図等の修正・新規作成→変更対象

※舗装展開図、法面展開図→出来形管理のための図面と判断し、変更対象外

○それ以外にも、一般住民の生活に甚大影響を及ぼす恐れがあるなど、緊急な対応が必要な場合などで、やむを得ず請負者に再設計を含めて修正設計等を含む図面作成等を依頼するものは、調査設計業務委託積算基準や見積を用いて適切に費用計上すること

1 1 関連事項

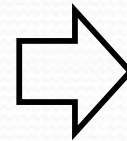
●指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。
2. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。

ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



任意については、請負者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。
(変更の対象としない)

発注者（監督員）は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇〇工法で積算しているので、「〇〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・標準歩掛ではバックリで施工となっているので、「クラムシLでの施工は不可」との対応
- ・新技術の活用について請負者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

●発注者の指定事項以外は請負者の裁量の範囲

■自主施工の原則

契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は請負者の裁量の範囲

契約約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	請負者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に 対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	〈指定仮設とすべき事項〉 ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

●入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・ 契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながることになる。

【入札前】

- ・ 入札参加者は、市から指示された設計図書その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。
(豊田市入札心得書 第10条第1項 入札の基本的事項)

【契約後】

- ・ 請負者は工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は監督員を通じて発注者にその事実が確認できる資料を添付した「工事打合簿」を提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

設計図書の照査について

●契約約款及び土木工事標準仕様書において設計照査の実施は請負者の責務

1 契約約款第18条（条件変更等）

請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- （1）設計図書の内容が一致しないこと（設計図書の優先順位が定められている場合を除く。）。
- （2）設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- （3）設計図書の表示が明確でないこと。
- （4）工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- （5）設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 土木工事標準仕様書第1編総則編第1章総則

1-1-3 設計図書の照査等

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約約款第19条（本市の場合、契約約款第18条）第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

●設計図書の照査の範囲

●標準仕様書により請負者が作成する資料の範囲

①現場地形図・・・・・・・・・・実測横断図

設計図との対比図・・・・・・・・・・当初設計図への現地盤線等の作図

取合い図・・・・・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記

施工図・・・・・・・・・・施工ヤード等実施工程上問題となる施工資料

②更なる追加資料とは現地の事実が確認できない場合に限り要求できるものとする。

注1) 更なる追加資料とはP35(2)最終行「更に詳細な説明または書面の追加」を指す

注2) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。

請負者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

●設計図書の照査の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

設計照査の範囲をこえるものの事例は本ガイドラインP15を参照。

●請負者が実施する「設計図書の照査」の項目

請負者は、契約約款及び標準仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、一般事項については、「設計図書の照査要領（案）」（愛知県建設局）の照査の項目を実施する。

Ⅱ 工事一時中止に係るガイドライン（案）目次

- Ⅱ-1 工事一時中止に係るガイドライン（案）・・・・・・・・・・P39～P64
- Ⅱ-2 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて・・・・P65～P81

Ⅱ-1 工事一時中止に係るガイドライン（案）

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 1 ガイドライン策定の背景・・・・・・・・・・P 40 | 9 増加費用の考え方・・・・・・・・・・P 48 |
| 2 工事の一時中止に係る基本フロー・・・・P 41 | (1) 本体工事施工中に中止した場合 |
| 3 発注者の中止指示義務・・・・・・・・・・P 42 | (2) 工期短縮を行った場合 |
| 4 工事を中止すべき場合・・・・・・・・・・P 43 | (3) 契約後準備工着手前に中止した場合 |
| 5 中止の指示・通知・・・・・・・・・・P 44 | (4) 準備工期間に中止した場合 |
| 6 基本計画書の作成・・・・・・・・・・P 45 | 10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い・・P 55 |
| 7 工期短縮計画書の作成・・・・・・・・・・P 46 | ・増加費用の設計書における扱い |
| 8 請負代金額又は工期の変更・・・・・・・・P 47 | ・増加費用の事務処理上の扱い |
| ・請負代金額の変更 | ・工事の一時中止に係る手続きの流れ |
| ・工期の変更 | |
| | 参考資料・・・・・・・・・・P 59 |
| | ・工事の一時中止に係る手続き様式 |
| | ・増加費用の費目と内容 |

注) 表中において、
「約款」とは「豊田市工事請負契約約款」を示す。
「標準仕様書」とは「土木工事標準仕様書」を示す。
「積算基準書」とは「愛知県積算基準書及び歩掛表」を示す。

1 ガイドライン策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

◆現状における課題

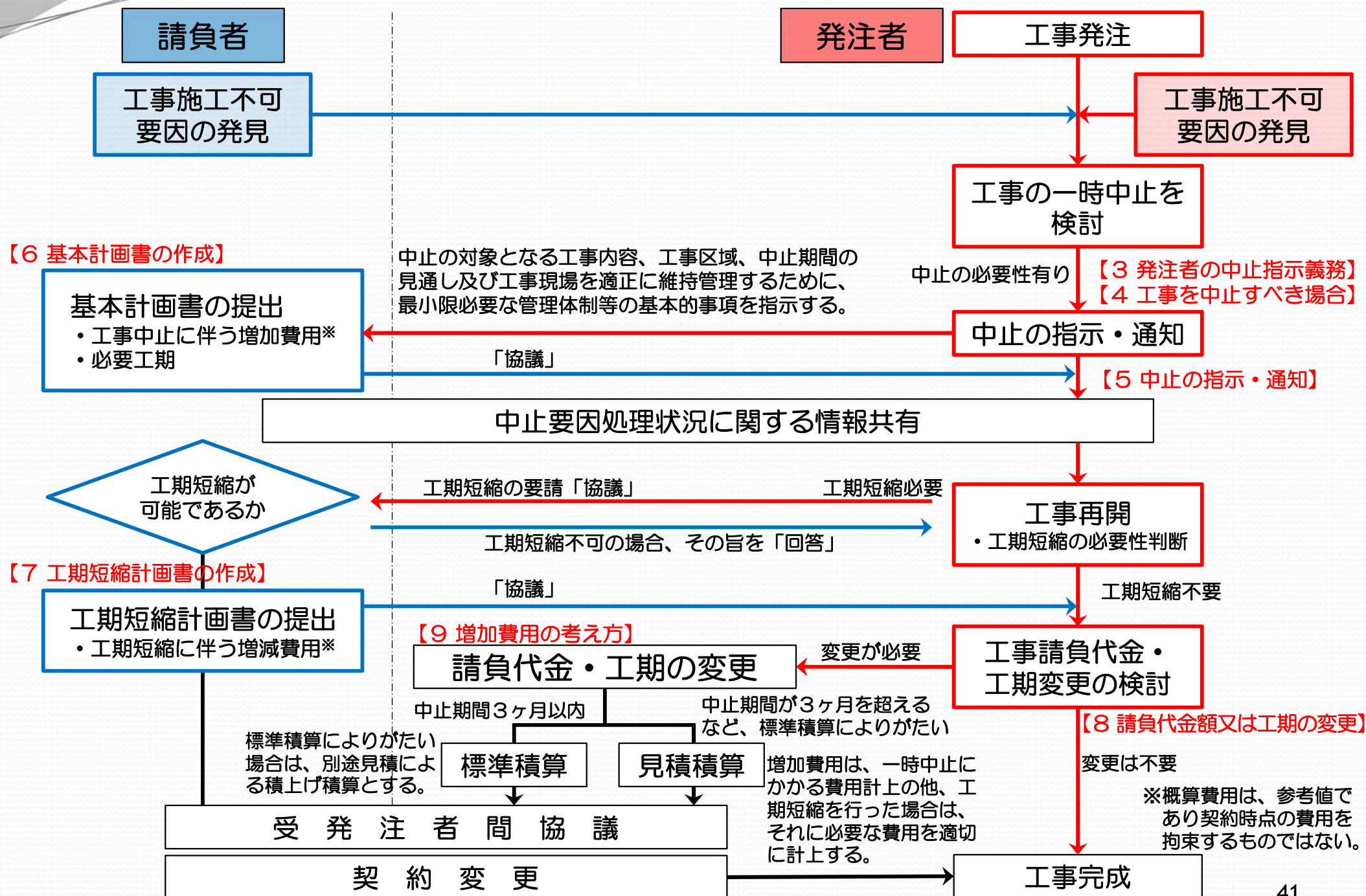
各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することのできない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ガイドラインの策定

これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



3 発注者の中止指示義務

◆請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

◇請負者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令：約款第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

◇請負者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合



◇請負者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合



◇このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を請負者が負うこととなる



◇発注者は、工事の中止を請負者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある



◇約款第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する

◇このことから、発注者及び請負者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる

注1) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

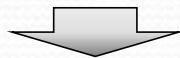
4 工事を中止すべき場合

◆請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため請負者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって請負者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため請負者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令：約款第20条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

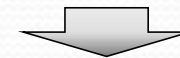
※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため施工できない場合（約款第16条）
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合（約款第18条） …等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけではなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

5 中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を請負者に通知しなければならない。【関係法令：約款第20条】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

請負者による中止事案の確認請求

- ◇請負者は、請負者の責に帰することができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇請負者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、請負者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。
- ◇なお、中止期間中においては、工事施工出来ない要因の処理状況について適宜受発注者間で情報共有を行い、今後の見通しなどを共有すること。

6 基本計画書の作成

◆工事を中止した場合において、請負者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。【標準仕様書第1編1-1-15】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、請負者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認にすること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開にすること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根（P50,51）
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、請負者に属するものとする。
- ◇請負者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、請負者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆請負者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

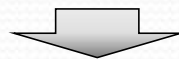
- ◇請負者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画に基づき設計変更を行う

8 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◆中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない請負者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
- 事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工期の変更

- ◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等

工期短縮を行った場合の費用

- ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

工事現場の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■増加費用の考え方

①工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・・・・・・・・【増加費用を見込む】

例：工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

②工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・・・・・・・・【増加費用は見込まない】

例：工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・【増加費用を見込む】

例：想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず、工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合

自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、約款第30条（不可抗力による損害）に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇その他、必要と思われる費用。

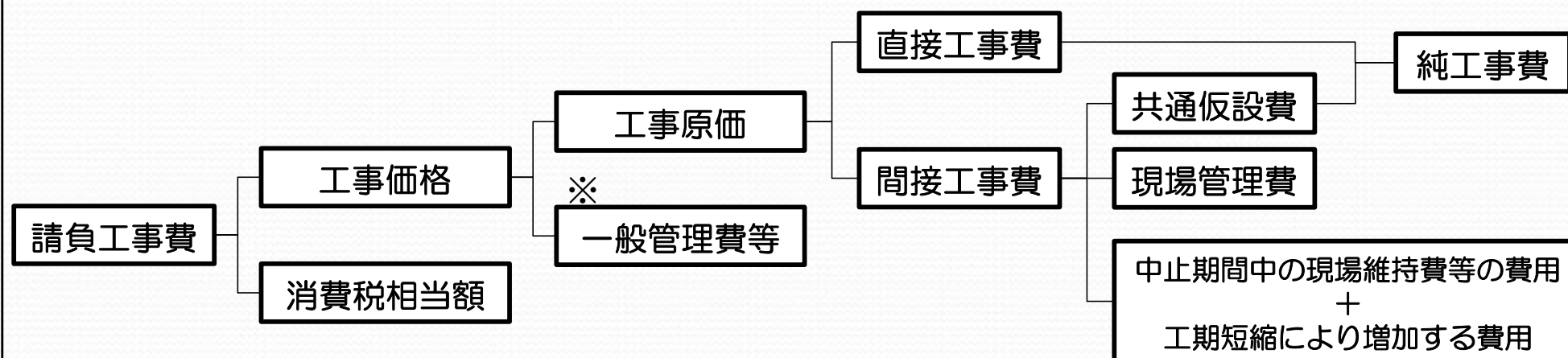
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

(3) 中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、
積上げ項目及び率項目とする



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に要する費用
※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注）・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可
・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月※以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4か月の場合、4か月分の見積）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：一時中止に係る現場経費率（単位：%、少数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円、1,000円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（dg）

$$dg = A \{ (J / (a \times Jb + N)) B - (J / (a \times Jb)) B \} + (N \times R \times 100) / J$$

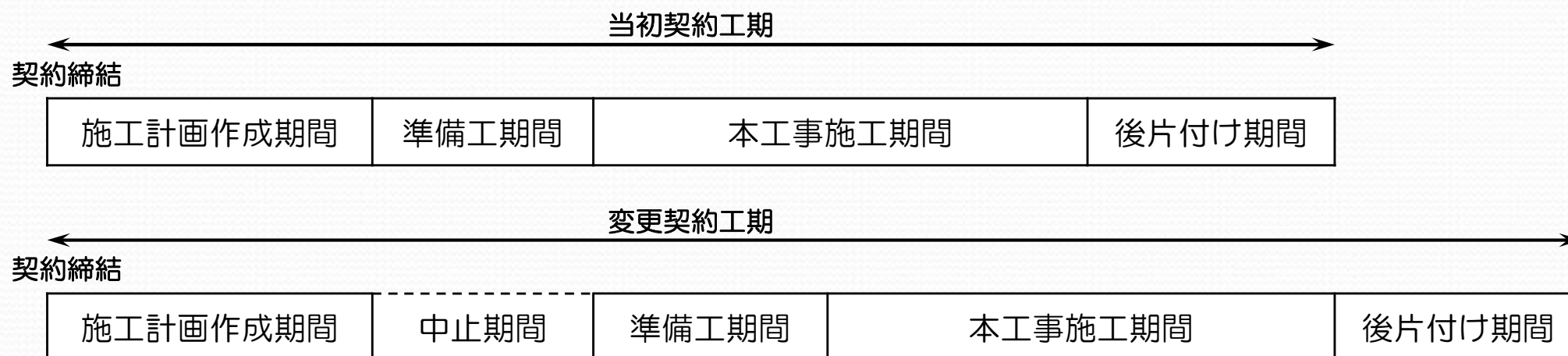
N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）、A・B・a・b：各工種毎に決まる係数

（積算基準書 第11章 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算（建地-I）別表-1 参照）

(4) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態では測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負者に通知する。



◇基本計画書の作成

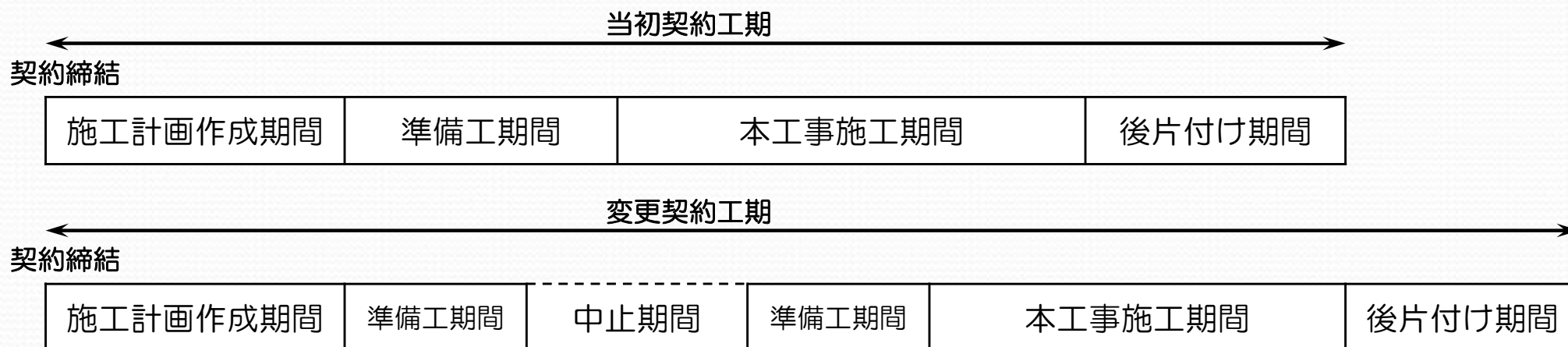
- 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

（５）準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要な応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇增加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

(積算は受注者から見積を求め行う。)

10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■増加費用の設計書における取扱い

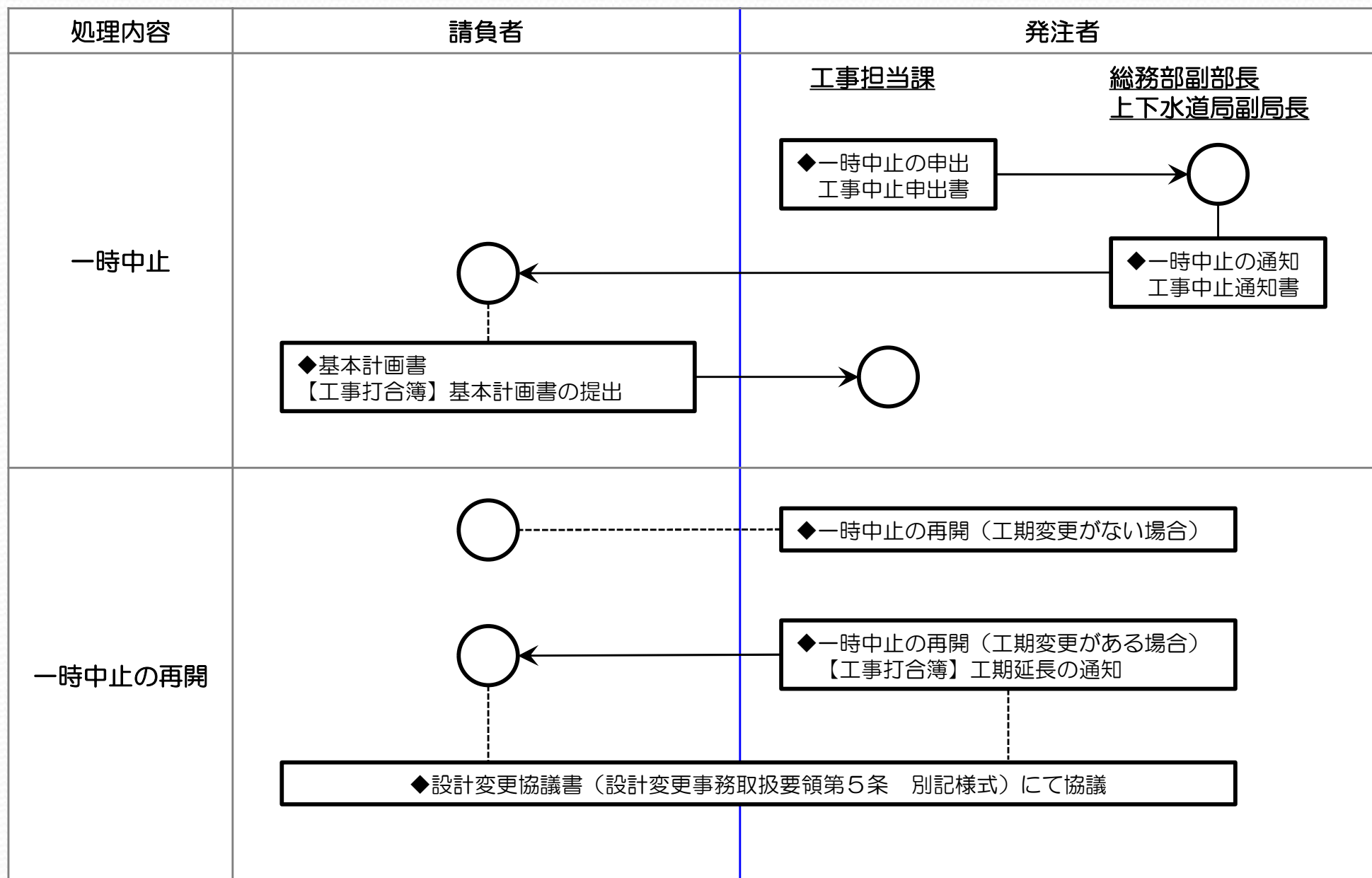
- ◆増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

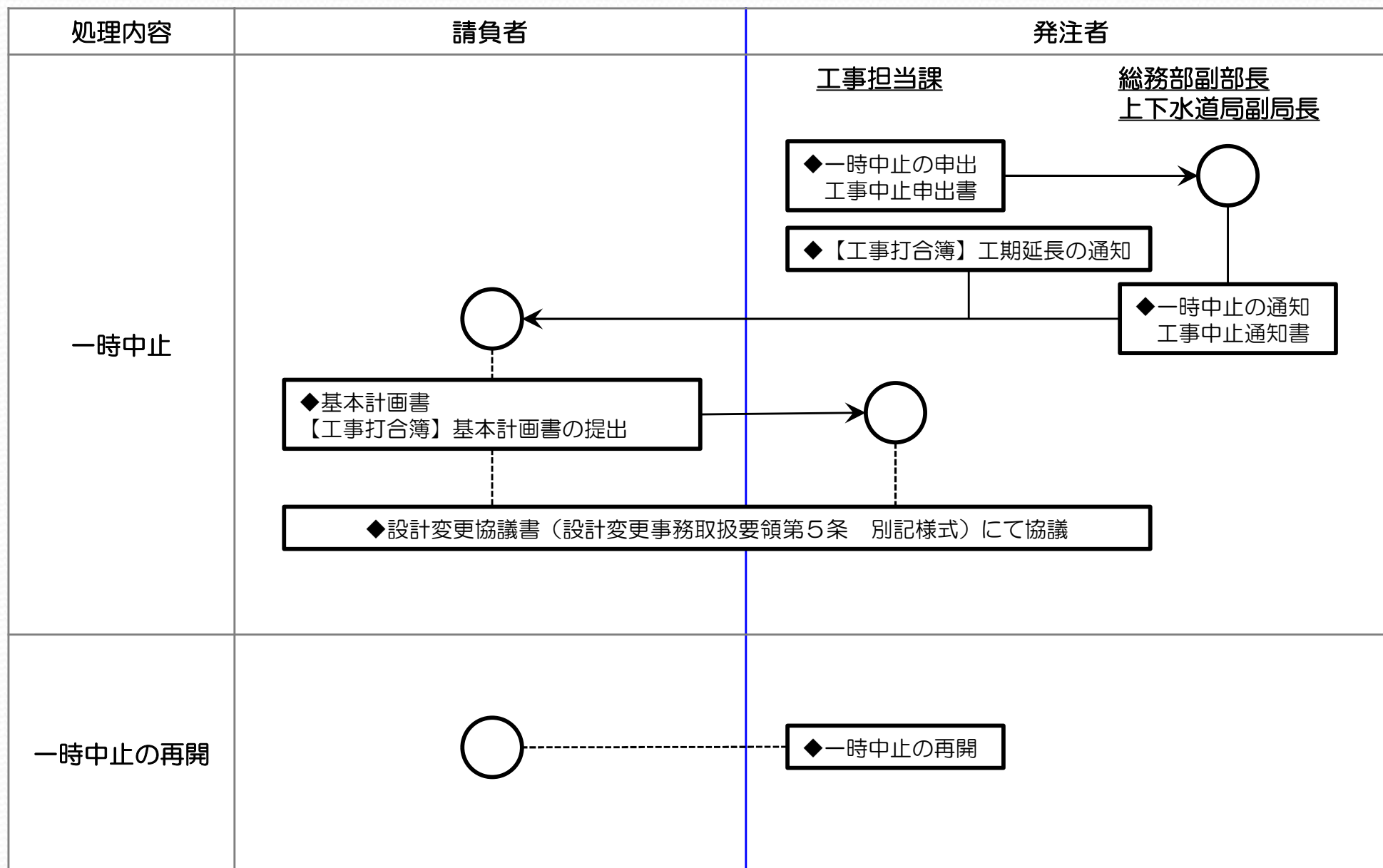
- ◆増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

■工事の一時中止に係る手続きの流れ

(1) 一時中止期間が（一時中止の延長においても）工期末を超えない場合



(2) 一時中止期間が（当初または延長において）工期末を超える場合



(3) 増加費用請求の意思がある場合

処理内容	請負者	発注者
請負代金の変更要求	◆増加費用の請求 ※増加費用を請求する場合は、工事再開後、速やかに提出すること ○ ◆見積提出 ○	○ ◆見積提出依頼 ※工事一時中止期間が3ヶ月を超える等、積上げ積算が必要な場合 ○ 必要性・数量等確認 ○
請負代金額の変更協議	◆設計変更協議書（設計変更事務取扱要領第5条 別記様式）にて協議 ※直近の変更契約において処理することとするが、それまでに長期間が見込まれる場合は考慮する。	

■【参考資料】工事の一時中止に係る手続き様式

工 事 中 止 申 出 書

令和 年 月 日

総務部副部長 様

副部長 印

令和 年 月 日付で契約締結した下記工事について、 日間
(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで) 工事を中止する
よう契約者と協議してください。

記

工 事 名	
路線等の名称	工 事 場 所
原 契 約 金 額 円	原 契 約 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
現在の出来形 %	契 約 者
中止の理由	

工 事 中 止 通 知 書

令和 年 月 日

様

豊田市長 印

令和 年 月 日付で契約締結した下記工事について、 日間
(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで) 工事を中止して
くださるようお願いします。

記

工 事 名	
路線等の名称	工 事 場 所
原 契 約 金 額 円	原 契 約 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
現在の出来形 %	
中止の理由	

■【参考資料】増加費用の費目と内容

（積算基準書第11章工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算（建地-I）参照）

◆増加費用の費目と内容

増加費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

（1）現場における増加費用（積上又は率により計上）

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

二 機械経費

①工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のために存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、管理費を含む。）
- b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料に要する費用

ヘ 運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し、又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

①既存の安全施設に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要因費を含む。）

ヌ 役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

②電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務費輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

力 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

②解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

シ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法廷福利費、福利厚生費、通信交通費として現場監理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

（２）本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

（３）消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

Ⅱ-2 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

- 1 増加費用に関する基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 66
- 2 工事一時中止の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 67
- 3 全体中止と部分中止の積算内容の違い・・・・・・・・・・P 69
- 4 請求の流れ及び適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 70
- 5 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）・・・・P 73
- 6 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例（3ヶ月を超える場合）・・・・P 74
- 7 基本計画書の作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 75
- 8 工事請負代金変更請求の作成例（1）・・・・・・・・・・P 76
- 9 工事請負代金変更請求の作成例（2）・・・・・・・・・・P 77
- 10 工事請負代金変更請求の作成例（3）・・・・・・・・・・P 78
- 11 工事請負代金変更請求の作成例（4）・・・・・・・・・・P 79
- 12 工事請負代金の構成（1）・・・・・・・・・・・・・・・・P 80
- 13 工事請負代金の構成（2）・・・・・・・・・・・・・・・・P 81

1 増加費用に関する基本事項

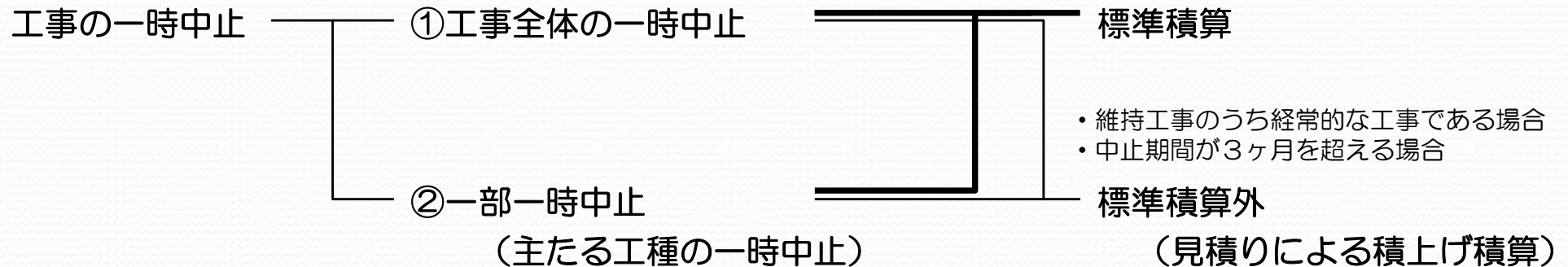
■増加費用に関する基本事項

対象工事	発注者が、約款第20条3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○予測し難い理由により中止した工事 ○施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって（指示した期間）中止した工事 ○著しい増し分費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲 （ガイドラインP48）	○工事現場の維持に関する費用 ○中止により工期延期となる場合の費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工期短縮を行った場合の費用 ○工事の再開準備に要する費用
積算費用の算定 （ガイドラインP50）	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として中止期間中に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

2 工事一時中止の区分

■一時中止と一部一時中止の違い

- ◆約款第20条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。
- ◆工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。



※一部一時中止の場合の増し分費用について
中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等
例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。
(主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない)

■一時中止と一部一時中止の違い

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は 専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる時期 (契約書第48条)	中止期間が工期の3分の2を超えたとき (工期が30日以下の場合にあってはその工期)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を 工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について 工期延期する
増し分費用の 算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算（率式）による $G = dg \times J + \alpha$ dg：一時中止に係る現場経費率（単位：％、少数第4位四捨五入3位止め） J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円、1,000円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位：円、1,000円未満切り捨て） 一時中止に係る現場経費率（dg） $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$ N：一時中止日数 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A・B・a・b：各工種毎に決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う工期延期日数

3 全体中止と部分中止の積算内容の違い

■算定方法の違い

	中止期間が3ヶ月以内の場合 →標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 →すべて積上げ積算
（工事全体が中止） 一時中止	○率計上項目は、標準積算（率計上）とする。 （社員等給与、現場事務所費用等） ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。 ○率計上項目以外は、積上げ積算する。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。 工種A （主たる工種） 一時中止 変更 工種B （その他工種） 一時中止 変更 中止期間における現場維持のための社員等 中止期間：N（日）	○すべての増加費用を積上げ積算する。 （社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。
（主たる工種が中止） 一部一時中止	①率計上項目は、標準積算（率計上）とする。 （社員等給与、現場事務所費用等） ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間のN'」を用いる。 ②率計上項目以外は、積上げ積算する。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。 工種A （主たる工種） 一時中止 変更 工種B （その他工種） 現場代理人・監理技術者 中止期間における現場維持のための社員等 中止期間 標準積算：② 標準積算以外：③	③すべての増加費用を積上げ積算する。 （社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。 N'（日）：一部中止に伴う工期延期期間 ※数量増による工期延期日数は除く 標準積算①の率計算に用いる日数

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は設計変更により計上する。

4 請求の流れ及び適用範囲

■工事一時中止の増し分費用について

工事中止の通知・指示（発注者→受注者）

↓
発注者は、中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見直し等の中止内容を通知する。
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示する。

★「中止の時期」の確認

★中止期間の見通しの確認 → 特に常駐させる技術者等の取扱いに留意

基本計画書の提出・承諾（受注者→発注者）

↓
★実施内容を明記（→積算に反映される）

★管理責任の所在を明記

基本計画書に基づく工事現場の維持・監理（受注者が実施）

↓
★実施内容の証明（増加費用の明細書、作業報告等）

工事再開

↓
★中止期間の確定（部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数）

★増し分費用の協議

工事請負代金・工期変更の請求（受注者→発注者）

★増加費用の適用は受注者からの請求があった場合に適用

■工事一時中止の増し分費用について

		中止の時期		
		契約後準備工着手前	準備工期間	本工事施工中
		契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での準備工に着手するまでの期間	現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	
中止期間	3ヶ月以内	増加費用は計上しない ※全部中止の場合は、技術者の専任解除 ※中止期間が工期の3分の2を超えた場合等は契約の解除権が発生（工期が30日以下の場合にあっては、その工期）	積上げ積算 ※次頁表（中止期間中の現場維持等に要する費用）の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される。	標準積算（増加費用$G = dg \times J + \alpha$）または積上げ積算 率(dg) × 対象額(J)で計上 dg ：一時中止に係る現場経費率 J ：中止時点の純工事費 注1) 全部中止の場合に適用（主たる工種の部分中止により工期延期になった場合を含む） 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α：積上げ積算 ※次頁表項目（率分除く）について費用の明細書に基づき受発注者協議
	3ヶ月を超える			積上げ積算 ※次頁表項目について費用の明細書に基づき受発注者協議
		※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。 なお、費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議して決定するものとする。		

■増加費用の範囲

(1) 現場維持に要する費用

- イ. 工事現場の維持に要する費用
- ロ. 工事体制の縮小に要する費用
- ハ. 工事の再開・準備に要する費用

- 二. 中止により工期延期となる場合の費用
- ホ. 工期短縮を行った場合の費用

(2) 本支店における増し分費用・・・・・・・・・・一般管理費として率計上される

■中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事施工中において3ヶ月以内の一時中止の場合の率計上項目

イ 材料費	①材料の保管費用
	②他の工事現場へ転用する材料の運搬費
	③直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	①工事現場の維持等に必要なる労務費 ※中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。
	②他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
二 機械経費	工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ 運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	②大型機械類等の現場内運搬
ハ 準備費	通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と射止めたものは、別途積上げにより計上する。
ト 仮設費	①仮設諸機材の損料
	②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	①既存の安全設備に係る費用
	②新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	②電力・水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増し分費用は計上しない。
ヲ 営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額等
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
力 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定められた費用
ヨ 労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
	②解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

5 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

■中止期間中の現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：一時中止に係る現場経費率（単位：%、小数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円、1,000円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$$

N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b：各工種毎に決まる係数（積算基準書第11章工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算（建地-I）別表-1参照）

【試算例】河川・道路構造物、地方部（一般交通等の影響なし）

J:対象額(工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費(千円未満切捨))	1,000,000,000
N:工期延長等日数(日)	90
R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)	29,300

工種毎に決まる係数	
A	410.4
B	-0.2019
a	1.0955
b	0.3057

dg:工期延長等に伴い増加する現場経費率(小数第4位四捨五入3位止め)/100	0.901
α :積上げ費用(単位:円 千円未満切捨)	0
G:工期延長等に伴うの現場維持等の費用(千円未満切捨)	9,010,000

【試算例】中止90日、積上げ分0円の場合 （中止期間中の現場維持等の費用）

純工事費(円)	dg(%)	G(円)
30,000,000	11.566	3,469,000
100,000,000	4.328	4,328,000
500,000,000	1.385	6,925,500
1,000,000,000	0.901	9,010,000

6 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例（3ヶ月を超える場合）

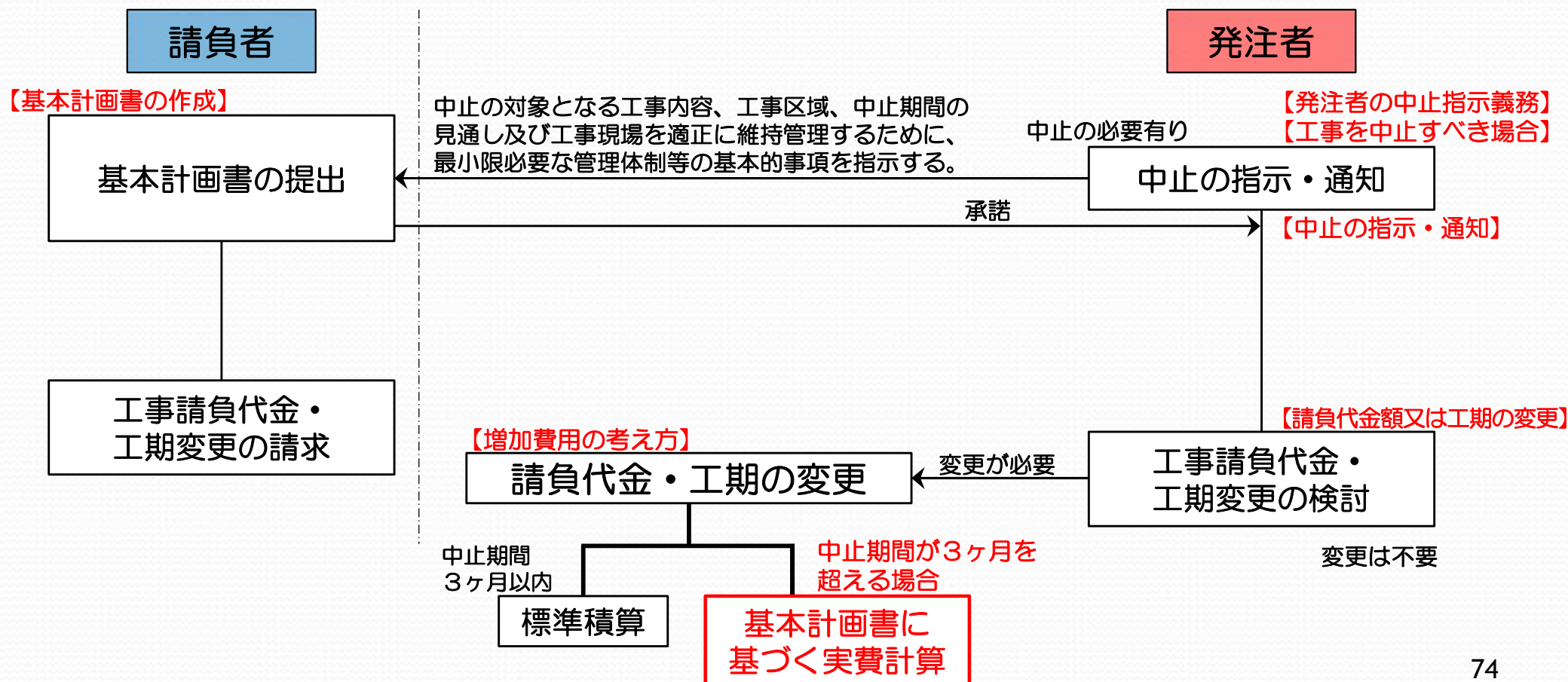
工 事 名：〇〇〇電線共同溝工事

当 初 工 期：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）

当初契約金額：¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-

一時中止内容：現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件移設等に占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する

一時中止期間：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）



7 基本計画書の作成例

準備工期間中に工事中止となった場合の基本計画書及び請求資料の作成例

〇〇〇電線共同溝工事

基本計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 〇〇支店

目次

- 1 基本計画書作成の目的
- 2 中止時点における出来形等の確認に関すること
工事の出来形
職員の体制
労働者数
搬入材料及び建設機械器具等
- 3 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
1) 工事現場縮小時の体制
中止期間中の体制
現場組織表
安全衛生管理組織表
2) 工事現場再開に向けて
- 4 工事現場の維持・監理に関する基本的事項
1) 現場点検の実施
2) 緊急時の体制及び対応
地震発生時
台風発生時
緊急連絡体制
3) 災害対策本部組織図
4) 緊急資材一覧表
5) 中止期間中の実施作業
- 5 工事再開に向けた方策
- 6 工事一時中止に伴う増加費用及び算出根拠
- 7 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

3 中止に伴う工事現場の縮小と再開に関すること

1) 工事現場縮小時の体制

中止期間中の体制は以下の通りです。

現場代理人……常駐

監理技術者……非専任

施工担当者……現場代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇事務所〇〇課と協議の上、社員を増員します。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととします。

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない。

中止期間中の現場体制を明記

4. 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

1) 現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇〇事務所〇〇課に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

2) 緊急時の体制及び対応

地震発生時

震度4以上の地震発生時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応、災害防止のための処置をとるものとする。

台風等発生時

台風や積雪等の警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応、災害防止のための処置をとるものとする。

緊急連絡体制

別紙のとおりとする。

3) 災害対策本部組織図

別紙のとおりとする。

4) 緊急資材一覧表

別紙のとおりとする。

5) 中止期間中の実施作業

・現地調査

工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。

・試掘の立会

企業者の試掘に対し、すべて立会埋設箇所の確認を行う。

・施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。

・道路調整会議の出席

・道路工事等協議書の作成

現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

中止期間中の業務内容を明記

一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

8 工事請負代金変更請求の作成例（1）

■増加費用の請求書例

工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 請負者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発 議 事 項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他		
工 事 名 (路線名等含む)	〇〇〇電線共同溝工事	請 負 者 名	〇〇〇株式会社 〇〇支店
(内容)			
令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結しました上記工事について、一時中止に伴い増加費用を必要としたので、豊田市工事請負契約約款第20条第3項に基づき負担されるよう請求します。			
・一時中止の期間			
令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）			
(指示事項)			
一時中止に伴う増加費用について、見積を提出されたい。			
なお、増加費用の内訳には増加費用算出の根拠となる資料を添付すること。			
添付図 葉、その他添付図書			
本打合せ事項については、設計変更対象と ☐ する。 ☒ しない。			
処理・回答	発注者	上記について ☒ 指示・ ☐ 承諾・ ☒ 協議・ ☐ 通知・ ☒ 受理 します。 ☐ 確認・ ☐ その他 令和△△年△△月△△日 署名又は押印	
	請負者	上記について ☐ 承諾・ ☒ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☒ 受理 します。 ☐ 確認・ ☐ その他 令和 年 月 日 署名又は押印	

工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 請負者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発 議 事 項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他		
工 事 名 (路線名等含む)	〇〇〇電線共同溝工事	請 負 者 名	〇〇〇株式会社 〇〇支店
(内容)			
令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結しました上記工事について、一時中止に伴う増加費用を見積もったので関係資料を添えて提出します。			
・一時中止の期間			
令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）			
・増加費用			
金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円			
・増加費用の内訳			
別紙のとおり			
添付図 葉、その他添付図書			
本打合せ事項については、設計変更対象と ☒ する。 ☐ しない。			
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 通知・ ☒ 受理 します。 ☐ 確認・ ☐ その他 令和△△年△△月△△日 署名又は押印	
	請負者	上記について ☐ 承諾・ ☒ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☒ 受理 します。 ☐ 確認・ ☐ その他 令和 年 月 日 署名又は押印	

9 工事請負代金変更請求の作成例（2）

■増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名 ○○○電線共同溝工事
 工事場所 自) ○○県○○市
 至) ○○県○○市
 当初工期 自) 令和○○年○○月○○日
 至) 令和○○年○○月○○日（○○○日間）
 一時中止期間 自) 令和○○年○○月○○日
 至) 令和○○年○○月○○日（○○○日間）

当初契約金額 ￥○○○, ○○○, ○○○ 税抜契約金額 ￥○○○, ○○○, ○○○

増加金額 ￥ 3, 6 2 9, 6 2 4 税抜契約金額 ￥ 3, 4 5 6, 7 8 5

○○○○株式会社○○支店

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る
証明書類の提出が必要

【証明書類の例】

（1）現場代理人等の給料について

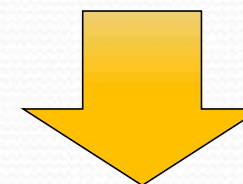
- ①当該現場での作業内容
- ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

（2）福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	○○○電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
（1）現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		34,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,302	
合計					3,456,785	



妥当性の確認ができた項目を積み上げる

（例では、全て確認出来た場合、1,000円未滿を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上）

10 工事請負代金変更請求の作成例（3）

■増加費用の見積もり書根拠資料例

（1）現場代理人等の給料について【資料1】

① 当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表

現場代理人	監理技術者

月	日	曜日	作業の内容
○年	1	金	工事の一時中止指示
○月	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査（現地測量）
	5	火	現地調査（現地測量）
	6	水	現地調査（現地測量）
	7	木	現地調査（現地測量）
	8	金	現地調査（現地測量）
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査（現地測量）
	12	火	現地調査（現地測量）
	13	水	現地調査（支障物等の確認）
	14	木	現地調査（支障物等の確認）
	15	金	現地調査（支障物等の確認）
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査（支障物等の確認）
	19	火	現地調査（支障物等の確認）
	20	水	現地調査（支障物等の確認）
	21	木	現地調査（試掘の立会）
	22	金	現地調査（試掘の立会）
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位置の確認（現地照査）
	26	火	特殊部位置の確認（現地照査）
	27	水	道路調整会議（占用企業者）
	28	木	現地調査（試掘の立会）
	29	金	特殊部位置の確認（現地照査）
	30	土	
	31	日	

〇〇〇(株) 〇〇支店

② 給与等の内訳

【現場代理人 ○〇 ○〇】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月(9月分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	503,809

【監理技術者 ○〇 ○〇】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9月分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③ 給与明細等の資料(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

平成 年 月 給与所得の源泉徴収票

支払者 〇〇〇(株) 〇〇支店

受取人 〇〇〇(株) 〇〇支店

支払金額 〇〇〇,〇〇〇 円

給与所得控除後の金額 〇〇〇,〇〇〇 円

所得控除の額の合計額 〇〇〇,〇〇〇 円

源泉徴収額 〇〇〇,〇〇〇 円

給与明細書

〇〇〇(株) 〇〇支店

1 1 工事請負代金変更請求の作成例（4）

■増加費用の見積もり書根拠資料例

（2）福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

① 経費別支払調書（令和〇〇年〇月分）

項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品代				
	コピー代	〇〇〇〇(株)	3,7000	
通信交通費				
	連絡車	(株)〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合計			101,300	

② 事務用品費の証明書類の提出（請求書の例）

③ 経費支払い集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		263,00	38,000
〇月			263,00	38,000
〇月	27,648		263,00	38,000
〇月		37,000	263,00	38,000
〇月(9月分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

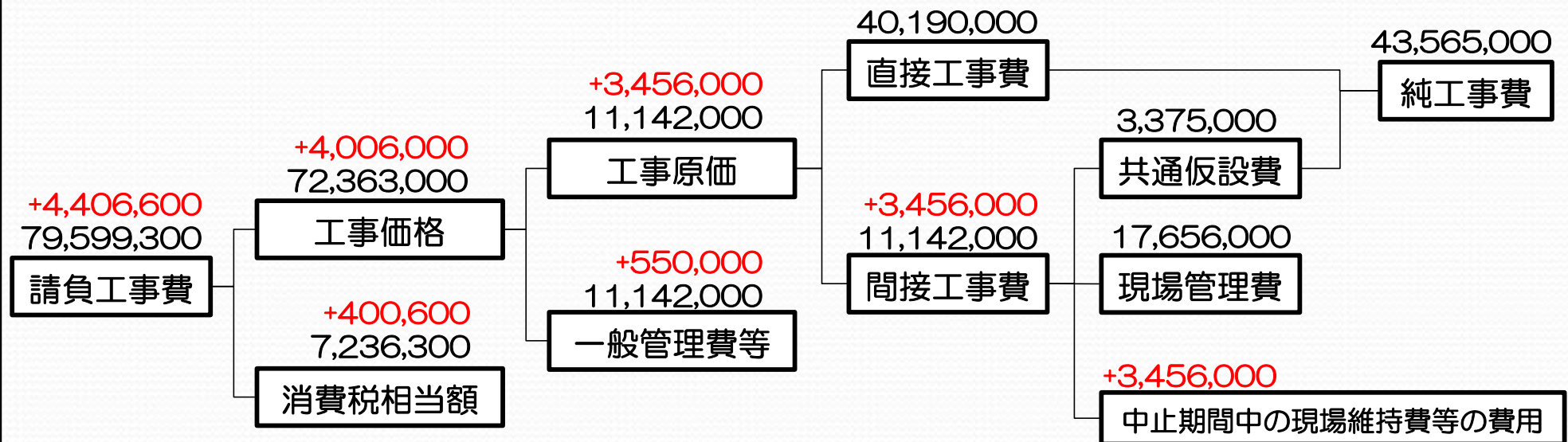
1 2 工事請負代金の構成（1）

■増加費用等の構成

- ◆中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◆積上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとする。
- ◆増加費用等についても変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】

中止期間が3ヶ月を超える場合 赤字は増額金額



1 3 工事請負代金の構成（2）

本工事費内訳書

〇〇〇電線共同溝工事

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
電線共同溝					40,190,000	
開削土工					40,190,000	
掘削工					40,190,000	
床掘り（電線共同溝工）		m3	10,000	4,019	40,190,000	
直接工事費		式			40,190,000	
共通仮設費		式			3,375,000	
純工事費		式			43,565,000	
現場管理費		式			17,656,000	
工期延長等に伴う現場維持等の費用		式			3,456,000	
		式			-----	
	工期延長等時点の見積り	式	1		3,456,000	※1
		式	-----		-----	
工事原価		式			64,677,000	
		式			61,221,000	
一般管理費等		式			11,692,000	
		式			11,142,000	
工事価格		式			76,369,000	
		式			72,363,000	
消費税相当額		式			7,636,900	
		式			7,236,300	
本工事費		式			84,005,900	
		式			79,599,300	

※1 「中止期間中の現場維持費」には、請負比率及び合意比率を考慮しない。

※参考資料

○豊田市工事請負契約約款（[契約課ホームページ参照](#)）

○設計変更事務取扱要領

設計変更事務取扱要領

設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、法令その他別に定めるもののほか、工事の請負契約、工事関係委託契約等の設計内容の変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「設計変更」とは、豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第42条第1項及び第3項の規定による契約内容の変更により元設計を変更することをいい、本要領第5条の規定により、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ契約者に協議することを含むものとする。

(設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず元設計を変更する必要がある場合とする。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象その他不可抗力による場合
- イ 他事業に関連する場合
- ウ 施工条件等に関連する場合
- エ 地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。
- オ 施設管理者又は関係機関との調整による場合で、事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力又は土質の確認に基づく場合
- ウ 地下埋設物位置の確認に基づく場合
- エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等に基づく場合
- オ 諸経費調整に基づく場合
- カ 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- キ 設計図書の内容の不一致、誤びゅう、脱漏又は不明確な表示による場合
- ク 設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因による場合

(3) 予算処置に基づくもの

(4) 認可条件等の処理に伴うもの

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の20%以内（別件発注するのが妥当な場合は除く。）の場合。ただし、増加額が20%を超える場合であっても、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なときは、契約変更をすることができるものとする。
- (2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

- 2 前項第1号の場合において、20%以内かどうかは、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額を基準に判断するものとする。
- 3 議会の議決を経た案件（以下「議決案件」という。）に係る設計変更については、第1項1号及び前項「当初契約金額」とあるのは、「直前の議決に係る議決金額」とする。
- 4 諸経費の調整による設計変更のみの場合は、当該調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

(設計変更の手続)

第5条 監督員は、設計変更をしようとするときは、その必要が生じた都度、事前に当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、設計変更協議書（別記様式）により、別表第1又は別表第2に定めるところにより決定及び合議を受け、契約者と協議しなければならない。この場合において、変更金額については、概算金額とすることができる。

2 監督員は、次の各号のいずれかに該当する変更は、前項の規定による設計変更の協議を行う前に、工事打合簿又は指示書（建築工事に限る。）により契約者に工事の変更を指示し、当該変更に係る工事施工後に設計変更の協議をすることができる。

(1) 現場の取り合い等により、工事施工前に数量が定まらないもの

(2) 防災、安全管理等のため、緊急施工が必要なもの

(3) 契約者の責めによらない事由により、協議を待つことができない設計変更であって、第三者への影響があるもの

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、前条第2項各号のいずれかを満たす変更又は次の各号の全てに該当する変更は、工期の末までに行うことができるものとする。

(1) 工種（土木工事にあっては、レベル2）の追加を伴わないもの

(2) 現契約金額からの増額又は減額の累積概算金額のいずれかが現契約金額の20%以内かつ1,500万円以下のもの

2 前項の規定にかかわらず、契約期間中に部分払を行う場合にあっては、それまでに生じた設計変更について、部分払を行う以前に変更契約を締結しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、契約期間中に部分引渡しを行う場合にあっては、それまでに生じた設計変更（部分引渡し期日における変更を含む。）について、部分引渡しを行う以前に変更契約を締結しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、契約期間を変更する必要がある場合は、その都度、遅滞なく変更契約を締結しなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、議決案件は、当該契約変更に係る増減額、工期等を考慮し進めるものとする。この場合にあっては、必要に応じて関係各課の協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

設計変更事務取扱要領

附 則

この要領は、平成 10 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別 記

第 3 条第 1 項第 1 号イについて

「他事業」とは、他の機関、公益事業者等が実施中、又は計画中の事業をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号ウについて

I C T 活用工事又は週休 2 日制工事の実施による設計変更を含む。

第 3 条第 1 項第 1 号エについて

「地元調整等の処理」には、地域住民、公安委員会等の他の機関及び公益事業者等からの要望への対応を含む。

第 3 条第 1 項第 3 号について

予算の執行により残った経費（いわゆる執行残）及びやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費に関し、年度末近くにおいて別に発注すべき時間的余裕がない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事に係る事業効果又は投資効果を促進するため増工する場合等をいう。ただし、増工が認められるのは、当該増工の内容が、原則として、既発注工事と関連のある継続事業で、かつ、工種及び工法が基本的に異なる場合に限る。